

ナムランクォーターリー

Namrun Quarterly

発行所／弁護士法人苗村法律事務所 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング7階 制作協力／株式会社 陸風社 <http://www.rikufusha.co.jp/>

Index

ごあいさつ
…1

【事件ファイルより】
会社分割に伴う労働契約の
承継等に関する法律施行
規則の一部改正等について
…2～3

【最近の判例から】
下請法に基づく製造委託費
及び遅延損害金の請求
…3～4

【セミナーのお知らせ】

【事務局から】
…4

ごあいさつ

新年おめでとうございます。

2016年は、世界的に大きな変化があった年でした。Brexit、トランプ政権の発足など、その変化が、目に見えるようになるのは今年ということになります。歴史学者が後に振り返って、大きく世界の思想の潮流が変わった時点と評することになるのではないかと思います。その時、自分自身がどう見通しを立てて行動していたか、こんなに予想を裏切られると、きちんと整理して言える気がしません。

そんな時、大掃除をしていたら、2000年代に購入した、エマニュエル・トッド氏の『帝国以後』という本がでてきました。トランプ氏の大統領選勝利の後、何度も同氏がインタビューされていたのを見て、読み返してみることにしました。同氏は人口学者、家族人類学者で、識字率とその民族の持つ家族観を相続制度などから考察して、世界がどう変わっていくかを予測しています。同氏は、リーマンショック、イギリスのEU離脱を予言したとして有名ですが、『帝国以後』を読み返してみますと、確かに2002年、エンロン事件の内容がやっと明らかになったころに書かれたにもかかわらず、リーマンショックを予言するような言葉、イギリスは、フランスやドイツの考えに縛られるより、英語圏との結びつきを選ぶだろうなどという、Brexitを予言するような言葉がちりばめられて

います。そしてその表題となった帝国とはアメリカ合衆国のこと、アメリカは、残念ながらローマ帝国のような圧倒的な軍事力を持たない上、アングロサクソンの絶対核家族観により、差異主義で、帝国に取り込んだ人々を被支配民ではなく、帝国の一員として同化する普遍化の思考方法を持たない、したがってアメリカは帝国にはなりえないのだと、トッド氏はいうのです。アメリカ軍への駐留経費の負担なしには、日本から撤退する、日本はアメリカの貿易から利益だけを得ているといったトランプ氏の選挙戦での発言は、同氏が、まさにトッド氏のいうアメリカがたどるとされる方向を向いているように思えます。トランプ氏の出現、そして同氏が大統領になるという事実は、トッド氏の描くアメリカが、実像に近いものであることを示しているようにも思えます。孤立主義は、時として独裁につながるのと指摘がある中、トッド氏によれば、真の民主主義国家間では戦争は起こらず、いずれ世界はこの方向性を見出すとのこと。民主主義の大切さを思う一年にしたいと考えております。

苗村 博子
(なむら ひろこ)



会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則の一部改正等について

1. はじめに

会社分割等の会社の組織変動に伴い、分割会社(A社)から承継会社(B社。なお、新設分割の場合にあっては新設会社)に特定の事業等が承継されることとなった場合、もともとA社に在籍していた労働者の取扱いは、A社とB社の締結した分割契約や、分割計画の定めに従って決定されることとなります。しかし、当該労働者からすれば、労働契約が自らの意思とは無関係に承継され、指揮命令を行う使用者が変更されることもあり得ることとなるため、大変大きな問題となります。そのため、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(以下「承継法」といいます)が制定され、施行がされています。承継法の施行後においても、大学教授等を中心とする「組織の変動に伴う労働関係に題する研究会」が発足し、組織変動に伴う労働者の地位を保護するため、報告書や提言がなされているところです。

この度、承継法施行規則の一部と、承継法指針の一部の改正が行われました。さらに、会社分割ではないものの、事業譲渡又は合併を行うにあたり、会社等が留意すべき事項に関する指針(以下「事業譲渡等指針」といいます)が制定され、本年9月1日より施行・適用されることとなりましたので、それらの改正内容等について、ご紹介をさせていただきます。

2. 承継法施行規則、承継法指針の改正

(1) 会社分割における労働契約の承継

会社分割において労働契約がB社に承継されるか否かは、①承継される事業にその労働者が主として従事しているか、②分割契約、分割計画(以下「分割契約等」といいます)にその労働者の労働契約を承継する旨の定めがあるかによって変わります。

I. 当該事業に主として従事している場合で、分割契約等に承継される旨の定めがあると、当該労働者はB社に承継される

II. 当該事業に主として従事している場合で、分割契約等に承継される旨の定めがないと、当該労働者はB社に承継されない(異議の申出をするとB社に承継される)

III. 当該事業に主として従事していない場合で、分割契約等に承継される旨の定めがあると、当該労働者はB社に承継される(異議の申出をするとB社に承継されない)

IV. 当該事業に主として従事していない場合で、分割契約等に承継される旨の定めがないと、当該労働者はB社に承継されない

会社分割においては、A社の権利義務がB社に包括的に承継されることとなります(包括承継)。そのため、法的には、A社での労働条件は、そのままB社での労働条件として承継されることとなります。

しかし、個々の労働者がこの点をきちんと理解したうえで、会社分割がなされるわけではありません。従前の労働条件が承継されるかどうか、ということについては、労働者にとっては大きな関心事であるにもかかわらず、労働者あるいは労働組合等に対する通知事項として規定されていませんでした。

(2) 通知事項の追加

そこで、A社による労働者への通知事項に、「当該労働者の労働契約が承継会

社等に承継される場合には、労働条件はそのまま維持されること」が追加されることとなりました。

これにより、承継される労働者も、従前の労働条件で勤務できることを把握することができるようになりました。

(3) 承継法指針の改正

承継法指針においては、会社法における議論を踏まえて、重要事項が整理・追加されました。重要と思われるポイントは、以下の3点です。

①承継される事業に主として従事していない労働者につき、商法等の一部を改正する法律附則5条の協議(5条協議)が必要

②5条協議が全く行われなかったり、協議が著しく不十分である等、5条協議を求めた趣旨に反することが明らかな場合、最高裁判例において、労働契約の承継の効力を個別に争うことができるとされていることに留意する

③会社分割に際し、承継法によらず、各労働者との間で転籍に関する合意を行ったうえで承継会社等に労働者を転籍させる場合においても、承継法に規定されている労働者への通知及び5条協議等を省略することができない

3. 制定された事業譲渡等指針の内容

(1) 事業譲渡における労働契約の承継

事業譲渡の法的性質は個別の財産等の承継(特定承継)であると考えられています。そのため、譲渡会社と譲受会社の間における事業譲渡契約の中で、当該労働者の承継について定めて合意したうえで、労働契約の移転について、当該労働者の個別の同意が必要です。

以上のとおり、事業譲渡に伴う労働契約の移転については、労働者の個別の同意が必要となっていることから、事前の協議や通知を要求する等の特段の法的措置は定められていません。しかし、労働者の納得性を高める等、自主的なコミュニケーションを促進するために、事業譲渡等指針が定められることになりました。

(2) 事業譲渡等指針の内容

事業譲渡等指針には、大きく分けて、

①承継予定労働者との事前協議に関する事項、②労働組合等との手続に関する事項、③合併にあたっての留意事項の3点が記載されています。

①に関しては、真意による承諾を得るために、時間的余裕を見て、事業譲渡に関する全体の状況、労働条件に関する点等を十分に説明すべきことが定められています。特に、情報提供に誤りや虚偽があると、意思表示の取り消しに関する民

法上の規定により、同意が取り消される可能性があることが明示されており、適正な手続を経て合意を取得すべき重要性が強調されています。



立川 献
(たちかわ けん)

最近の判例から

下請法に基づく製造委託費及び遅延損害金の請求

はじめに

本件は、当事務所で担当した、判例雑誌等には掲載されていない事件判決です。原告であるご依頼者は、靴や衣料品の委託製造を行っている会社で、被告は、繊維雑貨の販売、服飾雑貨の仕入販売を行っている会社です。

はやりのブーツの一部に瑕疵があったことを理由として、他の種類のブーツや特に問題のないジーンズの製造委託費まで払ってくれない状態が続き、ご依頼者は提訴しました。約3年弱の訴訟期間を経て、第一審判決が下り、判決では、14.6%の遅延損害金を得たことから、ご依頼者には、相応の満足を得ていただきました。

下請法が適用できる場合には、同法に基づく遅延損害金請求も有効であることを示した例だと思われしますので、その一部を皆さんにご紹介します。

事案の概要

原告は、被告との間で衣料品、靴類の製造委託に関する取引基本契約を締結し、商品代金の支払時期等についても合意し

ていた。原告は、被告に対し、ムートンブーツ等を生産し、売却した。ムートンブーツについては、原告は、元々ショート丈1万5000足、ロング丈3万5000足を売買することを合意し、納期も決めていた。この契約締結時及びその後も製品の仕様が書面で通知されることはなかった。原告は、5回サンプルを作成して提示したが、被告はその都度、サイズや素材などを修正、変更を原告に対して求めた。6回目のサンプル提示でようやく被告は製造を依頼した。その後、被告は、ロング丈、ショート丈の数量バランスについて利幅の大きいロング丈を減らすように求めてきた。そのようなこともあり、納品時期は遅れたが、原告は、ロング丈1万1900足、ショート丈1万4700足を納品した。納品後、被告は、不良品が含まれているとして、原告に修理を要求した。原告は、修理の後、被告が受領してくれることが前提であると返答した。その後、被告は合わせて、2万6620足を原告に返品した。被告は、返品に際し、原告から納品を受けたムートンブーツについて全てを検品することはなく、返品の中には、未開封のものも多数存

在した。被告はショート丈のブーツ5100足を顧客に売渡していたが、その顧客から600足余りを縫製不良があるなどとして返品を受けていた。

主な争点

争点としては、①納期遅れはあるか、②納品されたブーツに瑕疵はあるか、③遅延損害金の率がどのように適用されるかであった。

裁判所の判断

①原告に納期遅れがあるかについては、裁判所は、第1回の納期の時期でもまだ、値段交渉を行っていたことなどから、原告が主張するとおり納期変更があったものとして、納期遅れはないと判断した。②また、製品の瑕疵については、被告の顧客から返品されたものについては、瑕疵があると認めたが、単価が低いこと、多少のほつれ等はあるが、瑕疵があるとは評価しがたいこと、被告は、原告が納品したブーツについてその全部を開封したわけではなく、全部に瑕疵があったと推認することができないとした。

③の遅延利息に関しては、まず、被告の不履行に対しては、6%の商事法定利息が適用されること、また原告の資本金が300万円、被告の資本金が6400万円であることから、被告は親事業者、原告は下請事業者に該当すること、また本件は、下請法2条1項の「製造委託」に該当し、本件の売買代金は、下請代金（同法2条10項）に該当するとして納品日から60日を経過した以降は14.6%の遅延利息を認めた。

考察

下請事業者と認定された原告は、本件で被告が、安価に単価設定し、かつ単価変更を認めないままに生産コストの増加

を伴う数量、仕様、納期の変更を強要し、一方的に返品や受領拒否を行ったという典型的な下請けいじめであることを主張していました。被告が、社名公表を伴う下請代金の減額の禁止に違反するとする勧告処分を受けていたことを原告が主張していたことも、裁判所が、原告に有利な判断をしてくれた一因かと思います。

遅延損害金の起算点については、裁判所は、原告が瑕疵のない商品の履行の提供を行ったにも関わらず、被告が受領拒否をしたことで納品に至らなかった場合には、履行の提供の日を納品日として、この日を遅延損害金の起算日として判断してくれました。結果、納品日から下請法の遅延損害金の起算点までの60日

間は商事法定利率の6%で、その後は、14.6%という非常に高率の遅延損害金を認めて貰うことができました。

被告は控訴し、その後和解しましたが、控訴期間中もそれなりに、ゆとりをもって対応できたのは、この高額にのぼる遅延損害金が考慮されることが期待できたからです。下請法の高率の遅延損害金は、一種の懲罰的利息ですが、これが下請法違反を行う親事業者には有効に働くことが分かった事件でした。



苗村 博子
(なむら ひろこ)

Topic of the secretariat

事務局から



昨年10月に米国ニューヨーク及びロサンゼルスで開催したセミナーのアシストをするため、米国出張に同行させていただきました。所長の苗村と長年お付き合いのある米国人弁護士がパートナーとして勤められている、現地大手事務所のオフィスを会場にしたセミナー

でした。ニューヨーク事務所は、ロックフェラープラザの中にあり、摩天楼を一望できるロケーションです。ロサンゼルス事務所もバンクオブアメリカビルの高層階にありロサンゼルス

の街を一望できるのですが、ニューヨークとは対照的な平らで、ある意味閑散とした景色が印象的でした。

ニューヨーク事務所でのセミナーには、先ほどもお伝えした苗村が長年

昨年10月に米国ニューヨーク及びロサンゼルスで

開催したセミナーのアシストをするため、米国出張に同行させていただきました。所長の苗村と長年お付き合いのある米国人弁護士がパートナーとして勤められている、現地大手事務所のオフィスを会場にしたセミナー

懇意にしている独禁法のレジェンダリーロイヤーである弁護士もワシントンDCから来てくださり、早朝から2時間に渡ってセミナーを開催しました。米国では、早朝に通常の業務を始める前にセミナー等の研修に参加することが一般的なようです。ロサンゼルスではランチタイムだったのですが、どちらも受講者の方に朝食または昼食を自由に食べていただきながらのカジュアルな雰囲気で行われました。

今回の旅で、北米に10年在住していた経験がある私も驚いたことは、セキュリティが以前よりもずっと厳しくなっていたことです。ビルの大きさに一切関わらず、訪問時には必ずパスポート等のフォトIDの提示を要求されました。しかも顔写真を確認するだけでなく、名前やパスポート番号もデータに入力されていました。セキュリティをクリアする時間も含めて移動の計画を立てる必要があり面倒ともいえますが、実際にテロを身近に経験している国では必要不可欠なことなのでしょう。日本も東京オリンピックの時には、どこに行くにも厳重なセキュリティを通過しなくては行けなくなるのかもしれないと感じながら帰路につきました。

思ったよりハードな旅でしたね。万全のサポートありがとうございました(苗)

平成29年 2月21日(火)大阪・2月23日(木)東京 セミナー開催のお知らせ

垂直的制限、オンライン販売及びデータ保護に関する EU 法の最前線
Current Status of EU Law on Vertical Restraints, On-Line Distribution and Data Protection

【講師】 James S. Venit 弁護士 (A partner of Dentons Brussels Office)
逐次通訳 苗村 博子

【日時】 大阪 2月21日(火) 15~17時
東京 2月23日(木) 15~17時

【会場】 大阪会場：堂島ビルディング 9階会議室
東京会場：TKP 東京駅前カンファレンスセンター 4階

詳しくはホームページのご案内をご覧ください
<http://www.namura-law.jp/category/seminar/>

弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047
大阪市北区西天満 2丁目6番8号
堂島ビルディング 7階

※ 地下鉄御堂筋線または
京阪淀屋橋駅1番出口を上がり、
御堂筋を北へ徒歩5分

TEL : 06-4709-1170
FAX : 06-4709-0131
受付時間 / 9:00~18:00



<http://www.namura-law.jp>